

平成31年度

第1回和歌山県森林審議会森林保全部会

議事録

日時：平成31年4月16日（火）13：30～14：30

場所：和歌山県庁東別館6階6-A会議室

平成31年度 第1回和歌山県森林審議会森林保全部会 議事録

日時：平成31年4月16日（火）13：30～14：30

場所：和歌山県庁東別館 6階 6-A会議室

【開会】

小川副課長

（以下「司会」）

定刻となりましたので、ただ今から、平成31年度第1回和歌山県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・配布資料一覧
- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・森林審議会関係法令等
- ・審議事項－1としまして「林地開発行為の許可に関することについて（変更許可）」

でございます。

資料に不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会森林保全部会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く。」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、森林法施行令第7条第1項において、「都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。」とされており、森林保全部会設置要綱第2条第2項に基づき4つの事項について審議することができるとされています。

司 会

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関する事項。
- ・森林の土地の保全に関する事項。
- ・保安林の指定の解除に関する事項。

そして、森林病害虫等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林等に関する事項。
- などでございます。

なお、部会の審議結果は、次回の和歌山県森林審議会において報告することとなってございます。

それではここで、委員の皆様を紹介させていただきます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

なお、[REDACTED] 委員におかれましては、本日所用のため欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の 西山 久雄 からご挨拶申し上げます。

森林・林業
局長

森林・林業局長の西山でございます。

本日、森林審議会森林保全部会の開催にあたり、委員の皆様方におかれましては、年度初めのご多忙な中にも関わらず、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、委員の皆様もご存じのとおり、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が本年3月に第198回通常国会で可決成立し、4月から施行の「新たな森林管理システム」を推進するための財源が確保されたところございます。

今年度の森林環境譲与税は、県内の市町村全体で約3億8千万円が交付され、各市町村では森林所有者への意向調査や森林

森林・林業
局長

整備などが行われることとなります。

また、県では市町村への支援としまして、市町村職員等に対する実務研修の開催や航空レーザ計測の技術を活用した森林資源情報の整備を進めることとしています。

さらに、林業担い手の確保と人材育成としまして、都市部での情報発信や農林大学校林業研修部において「最先端林業」が学べるよう3D計測システムなどの最新機器を導入することとしています。

県と致しましては、市町村と連携のもと「新たな森林管理システム」による林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に取り組んで参りたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い致します。

本日は、岩出市において株式会社ミナミ農園が実施しています農地の造成を目的とした林地開発行為の変更許可案件について、ご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致します、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の 泉 清久 です。

森林整備課 課長の 児玉 和久 です。

林業振興課 計画班長の 森川 直博 です。

森林整備課 治山班長の 宮本 明彦 です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「(1) 林地開発行為の許可に関することについて(変更許可)」
となってございます。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第2条に基づき、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条を準用して、

■ 部会長にお願い致します。

■ 部会長、よろしくお願ひ致します。

████████ 部会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました █████ でございます。
これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願ひします。

議長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

それでは、████ 委員と █████ 委員にお願いをします。

議長

【議事1】

続きまして、審議事項「(1) 林地開発行為の許可に関することについて(変更許可)」に移ります。当局から説明をお願いします。

森林整備課
治山班長

森林整備課治山班長の宮本でございます。よろしくお願ひします。

まず最初に、「林地開発許可制度の概要」について、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。となっております。

また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可基準が定められておりまして、

具体的には、1つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺

森林整備課
治山班長

地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあること。の4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。となっております。

それでは、本日の森林審議会に諮問しております、林地開発許可申請の変更事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まず、開発事業者、開発目的についてご説明いたします。

当該箇所は、株式会社ミナミ農園が農地の造成を目的に、平成19年の当初許可から現在に至るまで、継続的に開発行為を行っているところです。

今回は、事業地のレイアウト変更をするにあたり、変更許可申請が提出されました。

事業計画地は、本県北部の岩出市にあり、紀の川市との市境付近に位置します。

計画地を含む流域の雨水は、山田川を経て南方向へと流下し、紀の川へと注ぎ込みます。

では、次に計画地の概要と今回の変更内容について、説明いたします。

まず、こちらは変更前の現行計画になります。

当該計画地は、建設残土を受け入れながら農地を造成する計画となっており、埋め立てをする部分（谷部）がオレンジ色の開発区域、残置森林をはさむ稜線までの区域が事業区域となっています。

事業区域面積28.6728ha、開発森林面積9.8576ha、盛土量約117万m³の計画となっており、計画地の中程から盛り立てを行う内容となっております。

次にこちらが変更計画となります。

事業区域に変更はありませんが、開発に係る区域、開発に係る森林区域等で若干の、約2ha程の増加変更がございます。

今回の変更は、何か大きくエリアが増加するといったものではなく、全体的にレイアウトが変更された内容となっております。

森林整備課
治山班長

主だったものとしては、当初、計画地の中程から盛り立てる計画だったのに対し、変更では調整池すぐ上の、計画地前部から盛り立てる計画となっています。これにより約84万m³の盛土量の増加となっております。

あと、当初計画では2箇所あった沈砂池が、変更では1箇所になっております。もともと2箇所設置で、年間1回浚渫する計画であったものを、1箇所設置で年間2回浚渫する内容へと変更されております。

①開発に係る森林面積の1haを超える増加、②切土量、盛土量の20%を超える増減、③沈砂池の廃止、の理由により変更許可申請が必要となり、開発森林面積が10haを超え、2割以上の増加があったことから、本日の森林審議会に諮っていただく事となりました。

次に森林の状況について、ご説明いたします。

現在、開発に係る森林部分は既に伐採され、造成工事が進められておりますが、変更により、周囲部分であとわずか伐採が計画されている森林は、写真のような現状となっております。

開発地入口付近のスギを除いては、全てカシやコナラなどをはじめとした広葉樹で構成されています。

では、変更後の開発計画の内容について、ご説明いたします。こちらが変更の土地利用計画図です。

赤色が農地、黄緑が斜面、青色が調整池、ピンク色が道路、緑色の部分が残置森林、そして黄色がその他となります。

防災施設として、最下流部に沈砂機能を備えた調整池を1基設置し、その上流部には、建設残土約200万m³を受け入れて農地を造成する内容となっています。

また、造成部には幅員4mの道路を約1800m整備するほか、周囲には約16haの残置森林が配置された計画となっています。

それでは災害の防止対策についてご説明いたします。

まず、流域の流末部には沈砂機能を備えた防災調整池が配置されています。

2,432m³の推定土量に対して、2666m³の沈砂容量が確保されており、土砂の流出防止に配慮した内容となって

森林整備課
治山班長

います。浚渫は、年間2回（半年に1回）の計画となっています。

次に、造成勾配についてですが、切土は1割から1割5分、盛土は1割8分となっており、ともに5mごとに小段が設けられています。

また、盛土高が10mを超える場合は、勾配を2割5分にしているなど、より安全な設計内容となっています。

さらに、盛土全体におきましても円弧すべりを検討した安定計算書が添付されており、災害の発生防止に配慮した内容となっています。

以上、災害の防止に関しては、沈砂池、造成勾配とともに基準を満たした計画となっています。

では、水害の防止対策についてご説明いたします。

まず、流下方向についてですが、計画地を含む流域からの雨水は、岩出市管理水路、新池を経て山田川に注ぎ、紀の川へと流下していきます。

次に狭窄部（ネック点）の確認についてですが、水路管理者である岩出市、河川管理者である和歌山県国土整備部と地点の確認を行い、C地点が開発による影響を一番受ける狭窄部（ネック点）であることを確認しています。

水害の防止対策としては、防災調整池を設置する計画となっています。

調整池については、このネック点断面の比流量を用いて、計画地からの許容放流量が計算されているほか、上流からの雨水に対しても十分な調整容量が確保できるよう計算された計画となっています。

こちらが、流末に設置される防災調整池の図面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部を安全に流下させることができるよう、事業地からの開発後の流量を、許容放流量以下にまで調整してから放流する構造となっており、基準を満たした計画となっています。

調整池の延長は約86m、幅30mで、高さは8.5mとなっており、2,029m³の調整容量、2,666m³の沈砂容量が確保されています。

森林整備課
治山班長

次に、水の確保についてご説明いたします。

当該計画地の下流域を調査した結果、下流部に「新池」があることから、事業の影響、事業の円滑な実施を考慮し、当施設を管理する「新池同上の池水利組合」の同意書を取得しています。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

開発区域の周辺部に幅およそ30m以上の残置森林が配置されており、周辺環境への影響に配慮した計画となっています。

また、森林率も57%となっており、基準値である25%を大きく超えて確保されています。

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可の要件で審査を行った結果、当該開発計画は適正で、関係市町村である岩出市長の意見も「適」となっていることから、許可相当であると判断しております。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発許可の変更事案に係る説明を終了させていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

【質 疑】

議 長

ただ今、当局から説明がありました。

本件は平成19年から既に行われている事業でございます。

今回、開発に係る森林面積と盛土量の増加がございましたので質問がありました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の [] 委員からご意見はいただいておりません。

[] 委員

当初は、調整池と沈砂池2つ設けられていましたが、沈砂池の方にも調整的な機能を持たせた理由とは何ですか。

森林整備課
治山班長

当初の計画から部分的に変更しています。事業者から当初の計画より前の方から埋め立てたいという計画の話がありました。沈砂池については1つ減らしましたが、それについては年1回浚渫する計画であったものを、年2回にして対応することとしています。

- 議長 調整池というのは、沈砂池の機能も持っているということですか。
- 森林整備課 治山班長 調整機能と沈砂機能の両方を持っています。
- 森林整備課 主任 当初計画には沈砂池、それと調整池というものがありました。沈砂池の方は沈砂機能のみ、調整池の方は沈砂機能と調整機能が備わっていました。変更後の開発計画につきましては、調整池が1つとなりまして、沈砂機能も調整機能も兼ね備えた構造となっています。
- 委員 盛土が84万m³増えています。当初より土砂の流出が発生しやすいように思います。その点で2つあった沈砂池を1つにしていますが整合性は取れていますか。
- 森林整備課 主任 開発後の計画におきましては、流域の流末のところに調整機能、沈砂機能を持たせていくので、その上流部からの発生土砂は年間 ha当たり400m³を想定しています。調整池の沈砂機能としては十分な容量を確認しております。
- 議長 盛土が増えたことによる影響はないということですか。
- 森林整備課 主任 盛土自身が動くということは想定しておりません。それについては円弧すべりの安定計算をしております。流れ出る土砂量につきましては、表面的な土砂の流出のことですので、ha当たりの計算で容量を確保しております。
- 委員 半年に1回浚渫をする計画ですけども、県の方へ報告はありますか。
- 森林整備課 主任 県の方への報告はありません。
- 委員 業者がどの程度の頻度で浚渫するか、県は把握することができないということですか。

- 森林整備課
主任
- 振興局の林務課の職員が定期的に開発中の現場には立ち寄つて確認はしております。
- 委員
- 抜き打ちでチェックするようなシステムですか。
- 森林整備課
主任
- 抜き打ちでチェックするようなシステムにはなっていません。
- 委員
- 時々立ち寄って、浚渫ができるいなければ注意をするような形ですか。
- 森林整備課
主任
- そうです。
- 委員
- 事実的な部分をお聞きしたいのですが、計画変更前の赤い部分は何ですか。
- 森林整備課
治山班長
- 変更前の赤色着色部分については保安林になります。昭和56年2月に指定された土砂流出防備保安林です。土砂の流出を防ぐ保安林でしたが、豆粒的に指定されているということと開発によって防災施設が設置されて、その代替機能で土砂が流出しないようになりましたので、指定理由の消滅ということで、平成20年7月に解除しています。
- 委員
- この変更に伴って解除されたわけではないという理解でよろしいですか。
- 森林整備課
主任
- はい。
- 委員
- 土砂流出防備保安林があるということは、傾斜が急か、地質が流れやすいとか、そういう事情があるのでと思いますが、調整池の容量などの計算で考慮はされていますか。
- 森林整備課
主任
- 傾斜等によって調整池の構造が変わることはあります。調整池の主な目的としましては、流域に注ぎ込まれる水の量を調

森林整備課
主任

整する機能を担保するものですので、傾斜等につきましては、盛土の安定計算に繋がってくると思います。当初より調整池より上流の盛土部分については、谷部に暗渠排水等を設置しまして地下排水を適切に除去する計画となっています。

委員

写真を見る限りは真砂土系が多いような感じがしますと、普通の条件とは違って土が流れ出やすいと、浚渫というのを性善説的にお願いするよりも、条件として、しっかりするようにと付けていただいたらと思います。

森林整備課
主任

残土処理場的な開発の場合は、どういった種類の土砂が持ち込まれるか分かりません。締まった礫質土が持ち込まれるのではなくて、ご指摘のような砂質土的な内部摩擦角が30度程度の条件の悪い土が盛られると、そういう条件で円弧すべりの計算をするようにしております。

委員

どういった作物を作られるのですか。

柿、柑橘等の果樹類が作られると聞いています。

委員

作物によっては、かなり肥料が播かれて窒素が流出することもあると思います。水害的な部分ではなくて、水質的な問題とか、そういうところが出てこないかどうか気になるところがありますが、ここで審議すべきかどうか把握はしていませんが、情報がありましたら紹介していただけたらと思います。

森林整備課
主任

水質面については、特に情報はありません。

委員

今後、水質が変わることによって、下流域の水の量だけではなくて、水生昆虫とか、動植物の生態にも関わってくるかも知れない、今後出てくるのかなと感じはしているのですが、こういう事業に関してのチェック体制は今のところないですし、科学的な根拠は薄いと思いますので、今後検討されてはと思います。

議 長

先程説明のあった水の確保の中で検討はされていませんか。

森林整備課

主任

水の確保の観点では、土砂による濁りであるとか、そういった部分になります。新池という池がございまして、その下流には畠や田んぼ等を利用されている方がおられて その水需要に對しての水の量や濁り、そういったところが担保できるか審査をしております。その審査の中では、沈砂池が設置されていますし、水利組合と事業者との協定も結ばれていますので、問題はないと判断をしています。

■ 委員

ここでの水質というのは、有機金属とか、下流で飲料水を取られているとか、そういうお話だと思いますが、環境の保全の方に近い感じがします。恐らく以前に比べて和歌山市の周辺も環境団体の方が活動されていると思いますので、そういうところに対して、しっかり環境の保全も検討しているということも今後必要になってくるかもしれませんと思います。

議 長

林地開発許可ではそこまで検討はされていませんよね。

森林・林業

局長

本当の水質的なところでは、林地開発の場合は担当が言いましたように濁りとか、水量的な審査ということで、確認するのは、そこまでというところがあります。今後そのような、例えば農薬であったり、いろんな面は環境部との連携の中で考えていくべきだと思いますので、そちらの方に情報提供する中で考えさせてもらえばと思います。

■ 委員

法面の吹き付けですけども外来種の規制はできますか。

森林整備課

治山班長

事業者からは種子を吹き付けるとだけ聞いています。

■ 委員

規制はないということですね。

森林整備課

治山班長

そうです。

- 委員 県の方でも、外来種リストをまとめられたと思いますので、外来種を使用させない手立てを考えていただけたらと思います。
- 委員 外来種の話がありましたので少しお話をしたいと思います。指定害虫であるクビアカツヤカミキリというものが目前に迫ってきています。大阪では河内長野、今回の地域も大阪と接しているところです。しかも根来寺とかサクラの名所に近いところです。ヒッチハイクといいますが、車にくつ付いて長距離を移動することが確認されています。ウメ、モモは和歌山県において根幹産業だと思います。クビアカツヤカミキリのことは非常に注意しておくべきことだと思います。
- この地域を見るとナラ、カシが多くて、和歌山の南の方の太平洋型のカシノナガキクイムシではなくて、橋本やかつらぎでは既に日本海型のカシノナガキクイムシが入って来ていますので、この辺りも伐倒木を放置することなく適切に処理していただくように指導をしていただきたいと思います。
- 森林整備課
主任 ■ 委員 委員からのご意見につきましては、振興局から事業者へ周知する文書がございますので、事業者指導を徹底するようしたいと思います。
- 委員 計画変更の位置図には京奈和道路が載っていませんが、位置的には開発予定地の北側ですか。
位置図には最新の情報を載せていただきたいと思います。
- 委員 計画のそもそものお話を教えていただきたくて、建設残土を受け入れての農地の造成ということですが、全ての残土の処理が終わったあとに農地として植栽とかされるのですか。
- 森林整備課
主任 ■ 委員 造成が終わりましたらミナミ農園という会社が土地の所有者に対して賃貸契約を結んでいますので、土地を返すということになります。それで土地の所有者の方が果樹を植えていかれることがあります。
- 委員 所有者によっては植栽されない可能性、農地として使用されない可能性もあるわけですか。

森林整備課 主任	それは農地造成ということで、土地の賃借も契約が結ばれて いますし、それを前提に許可をしております。
委員	狭窄部の写真がありますが、この辺りの航空写真を見ると川 に沿って何軒かの人家があると思いますが、こういう新しい事 業がきて、水の量も先程説明していただいたように、例えば調 整等はできるということですが、今後の水量などについて会社 から説明はされないのでですか。
森林整備課 主任	この開発につきましては、地元に2地区ございます。その2 地区について説明を行って同意書というものを取得していま す。
委員	ここが農園ということで、農薬を使って、それがすごく気にな りましたが、この会社自体は三重県等で事業をされていると ころですか。
森林整備課 主任	紀北の岩出、打田周辺で農園の経営をしていると聞いていま す。
委員	観光農園だと農薬も使う量は少ないと思いますが、事業とし てする場合は量が増えると思います。そしたら先程言われたよ うに果樹ということですね。
森林整備課 主任	そうです。
議長	他にご意見ございませんか。
【採決】	
議長	いろんなご意見がございました。 全体的に今回の諮問に対して反対意見はなかったと思いま す。 適当と認めるにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議長	それでは「適當と認める」ことにします。 本日の議事は以上です。
議長	本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定により、和歌山県知事に答申します。 また、森林保全部会の運営内規第1条第2項に基づき、次回の森林審議会において、報告させていただきます。 知事への答申に関しましては、私にご一任いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
議長	その他、森林・林業行政に関することで、ご意見、ご質問等はございませんか。
■委員	森林環境譲与税が導入されて、実力のある市町村にはものすごく良い話だと思いますけど、市町村によっては、こんなものが降って湧いてきた、誰がやるの、というようなこともあると私は感じています。最初のご挨拶で市町村と県が連携してやっていくということでしたので、そうやっていけば県全体に良いことだと思いますが、具体的にはどのような連携をされますか。
林業振興課長	県の方にも譲与税がありますから、それを元に1つは市町村支援、もう1つは担い手の育成確保と、大きく2つの県での課題がありまして、市町村支援というのは冒頭に局長が申し上げましたように市町村の林務担当職員、譲与税を担当する職員に対して研修を行うこととしています。それは基礎的な部分から事業の進め方等についてです。また、研修するだけではいけませんので、市町村を巡回することとしていまして、今のところ2か月に1回程度を予定しています。30市町村ありますがアドバイスのいらないところはお願いして、アドバイスを手厚くしなくてはいけないところもあると思います。平均すると2か月に1回程度、様子を見ながら巡回することを予定しています。それについては、本課の職員と振興局の林務課職員が携わるわけですけども、それに加えて、わかやま森林と緑の公社がありますので、その一役を公社にも担っていただき研修や巡回指導を一緒になって取り組むこととしています。

林業振興課長

もう一つは先程局長が申し上げましたようにレーザ計測の解析によって森林状況を把握して、その情報を市町村と共有することによって、市町村がどういったところから森林環境譲与税を使って森林整備を進めていかなければならぬか判断する時に活用いだだく等、大きく分けてそのような支援を考えています。

委員

ありがとうございます。よく分かりました。

委員

具体的に手立てをする側で、所有者が分からぬと困ると思いますが、地籍調査と言いますか、どの程度進んでいますか。

林業振興課長

市町村によって地籍の進んでいるところ、進んでいないところがあります。地籍が進んでいなくても境界がはっきりしておれば十分対応できると思いますし、それに関しては以前からの森林情報であったり、林地台帳であったり、そういうものを駆使しながら取り組んでいくということになります。また、境界が分からなければ境界を明確すれば良いですけど、所有者が分からぬということになると県での手続きを経て、森林整備が必要であれば譲与税で市町村が手を付けられるよう森林經營管理法の中で網羅されています。

議長

ご意見、ご質問等はございませんか。

無いようでしたら、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司会

部会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、部会長から議事録署名人としてご指名いただきました、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひ致します。

司 会

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会森林保全部会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。